

平成27年4月16日

放送受信料にかかる強制執行の申し立てについて

NHKは本日、18都道府県の38人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。3月19日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 18都道府県38人

(北海道5、岩手県1、宮城県1、新潟県1、栃木県1、千葉県2、東京都6、神奈川県3、石川県1、愛知県1、岐阜県1、奈良県1、大阪府6、兵庫県3、岡山県2、香川県1、宮崎県1、熊本県1)

数字は人数

※ 予告は平成27年3月19日までに実施済み